

下妻市復興推進計画

茨城県下妻市

1. 計画の区域

下妻市全域

2. 計画の目標

東日本大震災の発生により、本県では地震、津波により広範囲にわたって被災し、特に沿岸部の市町村の漁港周辺地域においては、津波浸水被害により生産活動の基盤に甚大な被害を受けており、これら地域において雇用に深刻な影響を及ぼしている。

一方、本市においても震度5強を記録し、市内全域において、家屋の全壊や一部損壊などの被害が多数発生するとともに、一級河川鬼怒川の周辺地区では大規模な液状化現象が発生し、金属製品製造業、食料品製造業の中核企業を含め、当市に立地する多くの企業が建物や設備に被害を受けた。

こうした中で、北関東自動車道や常磐自動車道を通じた沿岸部との流通に便利な本市の地域特性、企業の立地に必要な工業団地が市内に整備されている地域資源を活用し、本市の中核的産業を担うだけでなく沿岸部での雇用も創出しようとする企業の誘致を図り、沿岸部において雇用機会を失われた人々に沿岸部での雇用機会の創出を推進するものである。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での雇用機会の創出及び沿岸部において雇用機会を失われた人々に沿岸部での雇用機会を創出するため、本市の全製造品出荷額の約23%を占める中核的産業である輸送用機械器具製造業について、新規立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に新たに立地する株式会社三五関東（以下「対象事業者」という。）が、つくば下妻第二工業団地において、自動車（トラック、乗用車）の排気ガス浄化装置を製造する工場を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

今回利子補給金の対象となる事業は、日野自動車古河工場の操業に合わせて、本市に

において自動車（トラック・乗用車）の排気ガス浄化装置を製造する工場を整備するものである。今回の工場の新設に伴い、製品を構成するプレス部品、浄化装置構成部品、鋼材といった原材料等を日立市、ひたちなか市、鹿嶋市等の沿岸部から調達する見込みであり、沿岸部の電気・機械関連産業を中心に雇用機会が創出されることとなる。

今回設備投資される輸送用機械器具製造業は、本市の全製造品出荷額の約23%を占める中核的な産業であり、かつ、本事業は、輸送用機械器具製造業において出荷額の約99%、従業員数において約79%を占める中核的な企業が実施するものである。また、投資の規模としても、本市における輸送用機械器具製造業の平均投資額を大きく上回る設備投資額である。

したがって、今回計画している工場の新設による雇用効果や経済効果は大きく、本市での雇用機会を創出するだけでなく、計画の目標にある沿岸部において雇用機会を失われた人々に沿岸部における雇用機会の創出を図るために必要かつ有効な事業である。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関
株式会社 常陽銀行
株式会社 三菱東京 UFJ 銀行

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市において対象事業者における大規模な輸送用機械器具製造ラインが新たに稼働することに伴い、輸送用機械器具製造業にも主に関連する金属プレス製品製造業等の金属製品製造業と鋼材製造業等の鉄鋼業等の関連企業が集積している本市では、その集積効果により、輸送用機械器具製造業が地域産業の核としての重要性が増すことが期待され、事業用施設等の整備により雇用が創出される。

これらの効果は、本町の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の見解を聴取した。また、下妻市、株式会社常陽銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三五関東を構成員とする下妻市復興推進協議会（地域協議会）において法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。